

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類がそろっているか確認してください。

東京都正規雇用等転換安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
(① 交付申請時)

郵送申請用

事業主名	
提出代行者名	

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)	○事業主の所在地は 印鑑証明書と同じ表記(丁目、番、号、建物名を正確に) で記入してください	☐
		○ 印鑑証明書と同じ代表者印が押印 してください	☐
		○ 助成金交付申請額は正しい金額 であること	☐
		○転換日から対象労働者の姓が変更になった場合 変更履歴がわかる証明書を提出してください ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写しなど	☐
		○正社員化コースの支給申請額と支給決定額が異なる場合 申立書(参考様式1)を提出してください	☐
		○雇用保険適用事業所番号が、移転等によりキャリアアップ助成金支給決定通知書から変更されている場合、変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届の写しを提出してください	☐
2	キャリアアップ助成金(正社員化コース)支給申請書の写し ①「キャリアアップ助成金支給申請書」(様式第7号(H30.4.1以降は第3号)) ②「1-1正社員化コース内訳」(別添様式1-1) ③「1-2正社員化コース対象労働者詳細」(別添様式1-2)	①「支給申請書」にハローワークの受理印があるものを提出してください	☐
		②「支給申請合計額」が裏面にある場合は全てのページの写しを提出してください	☐
		③「本人確認欄」が裏面にある場合は全てのページの写しを提出してください	☐
3	上記2に係る正社員化コース支給決定通知書の写し	○白黒コピーを提出してください	☐
4	誓約書(様式第2号)	○事業主の所在地は 印鑑証明書と同じ表記 で記入してください ○ すべてのチェック項目☑を満たしていなければ申請できません	☐
5	印鑑証明書(原本)	○【法人の場合】法務局で発行されたもの 【個人の場合】区市町村(代表者の居住地)で発行されたもの ○発行日から3か月以内のもの(申請日時点で登録されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください	☐
6	納税証明書(原本) 【法人の場合】 ①法人都民税(都税事務所発行) ②法人事業税(都税事務所発行) 【個人の場合】 ①個人都民税(区市町村発行) ※ 代表者が都内在住の場合は、居住地の納税証明書 代表者が都外在住の場合は、事業地(都内)の納税証明書 ②法人事業税(都税事務所発行)	○申請日時点で、納期が確定した直近のものとなります なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください	☐
		○非課税の場合 課税されていないことがわかるものを提出してください ・非課税証明書又は課税証明書(課税額が0のもの) ・法人事業税の場合は、「確定申告書(第一表)」の写し(受理印があるもの) ・起業後初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日がわかるもの 法人は「法人設立届」の写し、個人は開業・廃業等届出書の写し	☐
7	会社概要がわかるもの		
	【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	○発行日から3か月以内のもの(申請日時点で登記されていること) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください	☐
	【個人の場合】 雇用保険適用事業所設置届事業主控	○申請日時点で届出されているものを提出してください	☐
8	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)(都指定様式)	○申請の都度提出が必要です	☐
9	振込先の口座が確認できる書類	○申請の都度提出が必要です ○通帳又はキャッシュカードなどの写し ○口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	☐
【退職金制度整備の加算申請をする場合のみ】			
10	就業規則、その他規程の写し	○ 最新の就業規則等を全文 提出してください ○ 労働基準監督署の受付印がないものは受理できません ○労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ○10名未満の事業所でも提出する必要があります	☐
【結婚・育児支援制度整備の加算申請をする場合のみ】			
11	就業規則、その他規程の写し	○ 最新の就業規則等を全文 提出してください ○ 労働基準監督署の受付印がないものは受理できません ○労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ○10名未満の事業所でも提出する必要があります	☐
【提出代行者が申請する場合のみ】			
12	委任状(東京都様式第10号)	委任者欄は、印鑑証明書と同じ表記で記入してください	☐
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】			
13	事業実施計画書兼交付申請書(様式第1号)の控え(1枚のみ)	○控えの返送は交付申請書1枚のみです	☐
14	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	○返信先は 事業主のみ となります(提出代行者には返信できません)	☐